



みなみ

3

2012 March
No.72



美波町では子育て支援事業
「あそびの広場」を
児童館で行っています。

主な内容

- 国民健康保険被保険者証が
カード化されます … P2
- 国民健康保険税の特別徴収について … P3
- 健康相談の時間が変わります … P4
- 美波町育英奨学金を希望される方へ … P5

国民健康保険からお知らせ

美波町国民健康保険の被保険者証がカード化されます

◎新しい保険証を3月下旬に発送します

現在の保険証(国民健康保険被保険者証)の有効期限は平成24年3月31日までとなっています。そのため、新しい保険証を3月下旬に世帯主あてに郵送します。

◎個人ごとのカード型になります

これまで美波町国民健康保険の保険証は1世帯に1枚の交付でしたが、今回の更新(4月1日)から個人ごとの『カード』型になり、大きさも名刺などと同じサイズになります。4月1日以降、診療を受けるときは、必ず本人の保険証を(高齢受給者証や各種受給者証をお持ちの方は一緒に)医療機関に提出してください。

- 被保険者証は台紙に貼り付いていますので、はがしてお使いください。
- 被保険者証の裏面には新たに、臓器提供意思表示欄を設けています。(記入は任意です。)
- 個人情報保護シール(臓器提供意思表示欄の目隠し用)も台紙からはがしてお使いください。
- 被保険者証が小さくなりますので、紛失に注意し大切に保管してください。
- 70歳以上の方が、医療機関にかかるときは、この被保険者証と高齢受給者証をあわせて提示してください。
- 被保険者証の有効期限は、4月1日から3月31日までの1年間ですが、後期高齢者医療制度や退職者医療制度などの関係で、有効期限が個人ごとに異なる場合があります。

※他の健康保険に加入するなど異動のあった方は、国民健康保険被保険者証の使用はできません。喪失の届出をしてください。また、被保険者証の記載内容に変更があったときは、14日以内にその旨の届出をしてください。

■便利になりました

- ★被保険者証は、1人に1枚交付されます。
- ★名刺サイズで、携帯に便利です。
- ★長期出張や、修学による遠隔地被保険者証の手続きが不要となります。(ただし、町外へ住所を移している場合は手続きが必要です。)



■ご注意ください

従来のものと比べてサイズが小さくなっていますので、紛失・破損されないよう大切に保管してください。また、手続きによっては、交付までに数日かかる場合がありますので、ご了承ください。

70歳以上75歳未満の現役並所得以外の方は、4月からの自己負担割合が引き続き1年間「1割」のまま据え置かれます。

現在、70歳以上75歳未満の人の自己負担割合は、平成24年3月末まで1割に据え置かれ、平成24年4月から2割(現役並み所得者は3割のまま)に変更することになっていましたが、凍結措置がさらに1年間延長され、平成25年3月末まで1割に据え置かれます。

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は平成24年3月31日までとなっておりますので、新しい受給者証は国民健康保険証といっしょにお送りいたします。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614

4月からの国民健康保険税の特別徴収について

※平成24年度中に75歳になられる方、平成23年度の途中で65歳未満の世帯員が国保に加入された方は、特別徴収の対象者とならないため、平成24年度は普通徴収（現金納付または口座振替）で国民健康保険税をお支払いいただくこととなります。また、ご自身が国民健康保険に加入されていない世帯主（擬制世帯主）の方も普通徴収です。お支払い忘れにご注意ください。

●平成24年2月の年金から国民健康保険税をお支払いいただいた方

国保資格の異動がなかった方や口座振替での納付を選択されていない方については、引き続き、2月の特別徴収額と同じ額を平成24年4月・6月・8月の年金から特別徴収（仮徴収）させていただきます。

●平成23年4月2日から10月1日までの間に65歳になられた世帯主の方 および美波町に転入された世帯主の方

下記①②の条件をどちらも満たしており、口座振替での納付を選択されていない世帯主の方は、原則平成24年4月の年金から特別徴収（仮徴収）が始まります。特別徴収の金額は、平成23年度の年税額から計算した金額になります。

<特別徴収の対象となる方>

- ① 4月1日現在において、世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方
※ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます。
- ② 年額18万円以上の年金を受給している方（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく、1つの年金で18万円以上であること）。
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

※平成23年10月2日以降に65歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、上記①②の条件をどちらも満たす場合は、原則平成24年6月から順次特別徴収の対象者となります。

4月から特別徴収の対象となる方には、4月の年金支給時まで、仮徴収期間（4・6・8月）の仮徴収額を記載した「仮徴収のお知らせ」をお送りします。

○4月・6月・8月の仮徴収期間中に特別徴収した金額が、7月に確定する年税額を上回る場合は差額分を還付させていただきます。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77 - 3614

◎葬祭費について

後期高齢者医療保険の被保険者が死亡したときは、申請により葬祭を行った方に葬祭費2万円が支給されます。

後期高齢者医療保険の被保険者が死亡したときは、死亡した方の保険証と葬祭を行った方の印鑑と通帳（口座が分かるもの）をもって下記問合せ先で申請をしてください。

◎保険料の納付が困難な場合

災害等により損害を受けたときや事業又は業務の休廃止・失業その他の特別な事情により、保険料を納めることが困難な人については、申請することにより、保険料が減免となる場合があります。滞納のままにせず、ご相談ください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77 - 3614
由岐支所住民室 ☎ 78 - 2212

健康相談の時間が変わります!!

■毎週木曜日、日和佐老人福祉センター、由岐老人福祉センターで行っています健康相談の時間を4月から変更します。

【変更後の時間】

日和佐老人福祉センター	毎週木曜日	9:00～13:00
由岐老人福祉センター	第1, 3木曜日	9:00～11:30

※祝祭日と重なった場合はお休みします。

■節目検診を始めます!!

平成21年度から一部のがん検診では節目の年齢の方に検診無料受診券を配布していましたが、平成24年度から美波町の実施する集団検診に限って、特定健診とすべてのがん検診に節目検診を拡大して無料で実施します。対象となる方は、下記の年齢に該当する方です。受診券は4月上旬に発送予定です。

【節目検診の対象となる方】

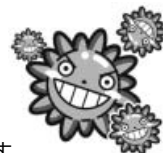
年齢	生年月日	対象となる検診
40歳	昭和46(1971)年4月2日～昭和47(1972)年4月1日	特定健診
45歳	昭和41(1966)年4月2日～昭和42(1967)年4月1日	肺がん検診
50歳	昭和36(1961)年4月2日～昭和37(1962)年4月1日	胃がん検診
55歳	昭和31(1956)年4月2日～昭和32(1957)年4月1日	大腸がん検診
60歳	昭和26(1951)年4月2日～昭和27(1952)年4月1日	前立腺がん検診
		乳がん検診、子宮がん検診

※特定健診は社会保険加入者の方も対象となります。この機会にぜひ、受診してください。

※健診日程は「美波町 平成24年度特定健診及びがん検診のお知らせ」「保健だより」をご覧ください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 保健係 ☎77-3621

マイコプラズマ肺炎について



●マイコプラズマ肺炎とは・・・

マイコプラズマ肺炎とは、発熱・咳・倦怠感・頭痛などを主症状とする呼吸器感染症です。

1～4週間の潜伏期間の後、発熱に続いて咳が出現し、回復した後も咳が3～4週間続く場合があります。

●原因と感染経路・・・

マイコプラズマ肺炎にかかった人の咳やくしゃみなどのしぶきに含まれる病原体によって人から人へ感染します。(飛沫感染・接触感染)。

濃厚な接触により感染が成立し、家庭内などでの感染がよくみられます。

●治療・・・

肺炎の治療は抗菌薬による化学療法と、発熱や咳の症状を抑えるための対症療法が主体となります。ほとんどの場合、外来の内服治療で治ります。外出を控え、医師の指示に従い、服薬・安静に努めましょう。

●予防のポイント

マイコプラズマに対する予防接種はありません。抗菌薬の予防投与も一般に行われません。感染を広げないためのポイントは、咳エチケットと手洗いです。

咳があるときは、マスクを着用しましょう。

症状のある方は、早めに医療機関を受診しましょう。



●合併症

経過中に発熱が続き、嘔吐、頭痛等がみられる場合は髄膜炎になっている可能性が高いので、すぐ医療機関を受診してください。

○税務課からのお知らせ

①土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

税務課では、4月2日(月)から7月31日(火)まで土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができます。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を1年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用又は収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地や家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

②家屋を新增築・取り壊した場合の届出について

特に、家屋を取り壊した場合は、税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎77-3615

●教育委員会からのお知らせ

3月定例教育委員会開催の日程について

- 日時 平成24年3月30日(金)
午前9時30分～
- 場所 日和佐公民館 3階会議室

森林の所有者届出制度が 4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

■届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※詳しくは
役場産業振興課(☎77-3617)又は徳島県南部
総合県民局林務担当(☎74-7482)までお問い
合わせください。

平成24年度 美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。

- 資格要件等**
- ①町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高専・各種専門学校を含む)、高校に在学中、又は入学が決定している者。
 - ②学業及び人物が優秀な者。
 - ③学資の支弁が困難と認められる者。
- ※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

奨学金貸与額 (月額)・大学等5万円以内
・高校2万円以内

利 子 無利子

返 還 期 間 卒業1年後から10年以内。但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることではできません。(短大の場合は、返還期間が8年となります。)

貸与者の決定 貸与人数が限られておりますので、審査委員会を開催して貸与者を選考します。

申 請 方 法 申請書類は美波町教育委員会・由岐公民館にあります。
申請書に必要事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

申 請 期 限 平成24年5月21日(月)

【お問い合わせ先】 美波町教育委員会 ☎77-3620

～下水道使用の注意とお願い～

(公共下水道及び漁業集落排水をご利用の方へ)

シリーズ76



■下水道使用にあたっての注意事項

下水道を正しく使わないと、家などの排水設備に重大な損傷を与えるだけでなく、汚水処理施設が壊れてしまう場合があります。みなさんの下水道です。下記の事項を個人個人が十分に注意して、正しく使用しましょう。

■下水道に流してはいけないもの

- 生ゴミ、てんぷら油などの油脂類など
三角コーナーや排水口のゴミ受けにネットをかぶせることで防げます。食用油の残りなどは新聞紙などに含ませて燃えるゴミに出してください。
- トイレットペーパー以外の紙、紙おむつ、布類など
水に溶けない紙などは機械が壊れる原因となりますので、流さないでください。
- ガソリン、シンナー、農薬、アルコール、化学薬品などの危険物
揮発性の高いものや、化学反応を起こすものなどを流すと大事故につながります。絶対に流さないでください！処分するときは専門業者に依頼してください。

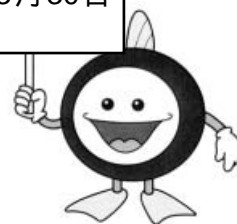
志和岐漁業集落排水施設の宅内工事についてお知らせ

美波町では、平成23年3月31日に志和岐漁業集落排水施設の供用を開始し、まもなく1年が経過しようとしています。

下水道にご加入いただいたご家庭からは、臭いもなくなり、とても良くなったとの好評をいただいております。

さて、志和岐漁業集落排水区域の下水道補助金の対象は、平成24年3月30日までに申込みされた方になりますので、ご検討されている方は、お早めにお申し込みください。

下水道補助金は
平成24年3月30日
までです。



使用料について

漁業集落排水の使用料の計算に係る汚水量は、水道の使用水量を基本とします。また、井戸水等を使用している場合及び営業などにより漁業集落排水に排除する汚水の量と水の使用量とが著しく異なる場合は、使用状況などを申告等により勘案して汚水の量を認定します。

区分	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
一般家庭集会所等	10m ³	900円	10m ³ を超える分	1m ³ につき100円

※使用料金は、上記料金表により計算された額に消費税(5%)を加算した額となります。

加入金について

1箇所あたり 10万円

ただし、施工上やむを得ず公共ますを複数設置する場合は、1個追加するごとに5万円追加されます。

補助金について

下水道に接続する工事(排水設備工事)に係る経費は各個人のご負担となりますが、加入及び接続に対し、補助を行います。

(1) 加入補助金

供用開始日から、1年以内に加入申込みをすると5万円の補助金が支給されます。

(2) 接続補助金

供用開始日から、1年以内に施設に引込みを行うと2万円の補助金が支給されます。

排水設備工事について

排水設備工事については、町が指定する工事店にお申し込みください。

-- 下水道は快適な生活環境をサポートします --

※ 下水道についてのお問い合わせは役場建設課(☎77-3618)まで

平成24年度 国家公務員採用試験日程

大卒程度試験	試験の種類	申込受付期間		第1次試験日
	総合職試験（院卒者試験）	インターネット	4月2日～9日	4月29日(日)
	総合職試験（大卒程度試験）	郵送又は持参	4月2日・3日	
	航空管制官・法務省専門職員・ 国税専門官・労働基準監督官・ 財務専門官・食品衛生監視員・ 皇宮護衛官（大卒程度試験）	インターネット	4月2日～12日	6月10日(日)
	郵送又は持参	4月2日・3日		
一般職試験（大卒程度試験）	インターネット	4月10日～19日	6月17日(日)	
	郵送又は持参	4月10日・11日		

高卒者試験等	試験の種類	申込受付期間		第1次試験日
	海上保安学校学生（特別）	インターネット	4月2日～9日	5月20日(日)
		郵送又は持参	4月6日～11日	
	一般職試験（高卒者試験）	インターネット	6月26日～7月5日	9月9日(日)
	一般職試験（社会人試験）	郵送又は持参	7月2日～10日	
	税務職員			9月23日(日)
	刑務官			
	海上保安学校学生・入国警備官 皇宮護衛官（高卒程度試験）	インターネット	7月24日～8月2日	9月30日(日)
		郵送又は持参	7月30日～8月7日	
航空保安大学校学生	インターネット	8月30日～9月6日	11月3日(土)	
海上保安大学校学生	インターネット	8月30日～9月6日		
気象大学校学生	郵送又は持参	9月3日～11日	4日(日)	

※詳しい内容については 人事院四国事務局 ☎087-831-4765
〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 [人事院ホームページ] <http://www.jinji.go.jp>

■ スポーツ安全保険

対象となる事故……★団体活動中の事故 ★往復中の事故

保険期間……平成24年4月1日午前0時より翌年3月31日午後12時まで
(申込受付は平成24年3月から)

5名以上の団体で
ご加入ください。

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (級 高)	入院 (日 額)	通院 (日 額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	スポーツ・文化・ボランティア・ 地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算 1事故 5億円 ただし、身体賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など)
	上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算 1事故 5億500万円 ただし、身体賠償は 1人 1億500万円	葬祭費用 180万円
大人 (高校生以上 65歳以上 の方も加入 できます。)	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算 1事故 5億円 ただし、身体賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導・審判 ※C区分でも加入可	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	スポーツ活動 ※C区分でも加入可 ※スポーツ活動を行わない方は A2区分	B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※同一団体で1口しか加入できません。中途加入する場合、中途脱退する場合も年間掛金を適用します。加入後の加入者の入換え、加入区分の変更はできません。
※危険度の高いスポーツ活動はD区分以外では補償されません。

加入用紙・資料請求・お問い合わせは 財団法人 スポーツ安全協会 徳島県支部 (☎088-655-3660)
日和佐公民館 (☎77-0028) 由岐公民館 (☎78-0007)

徳島ヴォルティス ホーム試合日程表

試合会場 鳴門・大塚スポーツパーク
ポカリスエットスタジアム

開催日	開始時間	対戦相手
4月1日(日)	16:00	ファジアーノ岡山
4月22日(日)	18:00	アビスパ福岡
4月27日(金)	19:00	ヴァンフォーレ甲府

■訂正とお詫び

2月号 P6

「女性の抱えるいろいろな問題について、
ひとりで悩まず気軽にお電話を！」

上から2段目、右から12行目

女性電話相談

(誤) 0884-24-1115 → (正) 0884-24-7115

4月 まちの相談カレンダー

3日	火	心配ごと相談 (13:00~15:00) 地域交流支援センター
5日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
10日	火	心配ごと相談 (13:00~15:00) 地域交流支援センター
		人権相談 (13:00~15:00) 老人福祉センター
11日	水	行政相談 (13:00~15:00) 由岐公民館
12日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
		行政相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
17日	火	心配ごと相談 (13:00~15:00) 地域交流支援センター
19日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター
24日	火	心配ごと相談 (13:00~15:00) 地域交流支援センター
26日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00) 日和佐老人福祉センター

町民文芸

由岐句会

寒明や海女が小磯を見て廻る
立春の海穏やかに鷗群る
かたかたを押すみどり児や日脚伸び
うららかや合わせ鏡に日の差して
四温晴はしやぎ疲れて児の眠る
冬帽子一つ歳とる海の上
讃岐路へ線路を分かつ寒大河
猫の恋戸袋で爪研いでゆく
日脚伸び木の間透ける海の時
節電や肩の荷おろす寒の明

松内 きぬ
戎谷 久代
戎谷 利公
下町 昭
森 浄子
中川 秀司
住谷 喜舟
米山 玉子
由岐 亮子
森本富美子

木岐句会

潮先に翼きらめく百合かもめ
煮大根煮返して待つ子の帰り
大寒の窓辺に立ちて人を恋う
星越えに紫雲たなびく初句会(大戸初茶会)
寒東風やたて髪崩る消波堤
肺の愛でし壺に一輪寒椿

青山 文夫
三谷 静枝
中崎小夜子
勝瑞 高春
湊 とおる
森 延子

日和佐短歌会

鬼は外父の赤鬼縁に来る孫はおびえて豆投げつける
日溜りにかがまりきざむ大根の匂いほのかに白くまぶしき
そよ風にえんどうの花蝶めけり早くも春の到来告ぐや
実生より五十年経し白梅は季を忘れずほこるび初める
早春の入江底まで透き通り名知らぬ黒き魚の群れ見ゆ

投稿(短歌)

朝日浴び海面に黒き鵜の群れて飛び立つ鵜あり潜る鵜もあり
電飾をまとう裸木浮き立ちてなばなの里に四季をいろどる

船越 儀雄
下町 昭

小延 恭弘
栗林 和子
福井 郁子
豊崎マツエ
本庄たゑ子



日和佐句会

鯛焼きの匂い流れて仁王門
春立つやかすかにゆるぶ胸の底
よくもまあ八十粒や年の豆
天窓の日が降りそそぐ今日立春
図らずも踏みて気づけり節の豆
春立つや日輪川の底に置き

投稿(俳句)

冬帝のどんと居座る裾野かな

船越 儀雄

謂れある農村舞台初茶会(大戸)
日面に葉牡丹の渦綻びぬ
車停め達者かの声枯野中
春の雪眉山ま白に包みをしり
立春や遅咲きの菊咲きにけり
下萌えに思い託して庭仕事
転んでもすぐ笑う子や下萌ゆる
趣味一つ余生元気に鬼やらい
息災の願い込めたる恵方巻き
下萌えや子らの作りし秘密基地

名田みや女
青山 幸子
海部夫志子
浜名 文子
坂井 清
湊 のぶ恵
濱名 優佳
寺下岩次郎
中野 初美
志尾多磨子

田川 幸枝
本庄 潮乃
中川 美鈴
白河 輝女
福井 咲希
岡本 真砂

町民文芸のコーナーに掲載を希望される
場合は、総務企画課(☎77-3611)まで
連絡をお願いします。原稿は前月25日
までに提出してください。

図書館カレンダー

3月の予定 休館日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月の予定 休館日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

- 『開館日・時間』 火曜日～金曜日…午前10時から午後6時まで
土曜日・日曜日…午前10時から午後5時まで
『休館日』 毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) 祝日と年末年始

図書館だより

No.072
2012年3月号

しらんぷり原画展

絵本作家 梅田俊作/佳子作・絵

●2月22日(水)～3月31日(土) ●2F ギャラリー



新着本

- ルーズヴェルト・ゲーム
- 仙台ぐらし
- 歪笑小説
- 所轄魂
- 花嫁
- 震える牛
- 文明の子
- 隠し事
- 花酔ひ
- 幻影の星
- 中途半端な密室
- 朝の霧
- 玉村警部補の災難
- 嘆きの美女
- 青銭大名
- 地層捜査
- 晴天の迷いクジラ
- 幸せになる百通りの方法
- ブラック・アゲート
- 歪
- 東雲の途
- 築地ファントムホテル
- 茉莉花
- 恩返し
- 魔法飛行

池井戸潤
伊坂幸太郎
東野圭吾
笹本稜平
青山七恵
相場英雄
太田光
羽田圭介
村山由佳
白石文
東川篤哉
山本一力
海堂尊
柚木麻子
東郷隆
佐々木譲
窪美澄
荻原浩
上田早夕里
堂場舜一
あさのあつこ
翔田寛
川中大樹
桂歌丸
川上未映子
など

児童本

- ぼくのきしゃポッポー 市川里美
- みにくいことりの子 I・ボナモー
- しょうがっこうへいこう 斎藤洋
- いるのいないの 京極夏彦
- おかあさんのまほうのおうかん かたおかけいこ
- おひさん たかべせいいち
- 空のしっぽ 名木田恵子
- もうどう犬リーとわんぱく犬サン 郡司ななえ
- どうだ! まいったか 田島征三
- ふうせんクジラ ボンはヒーロー わたなべゆういち
- 月へ B・フロッカ

このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさんのお本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になれば、予約やリクエストができます。どんどん申し出てください。お待ちしております。

美波町日和佐図書・資料館 ☎0884-77-2733

人口と世帯

人口	7,872人	(- 10)
男	3,685人	(- 3)
女	4,187人	(- 7)
世帯数	3,496世帯	(- 5)

(平成24年2月29日現在)

井松 上浦 涼美 英太代紀 奈々 仁々 赤松 岐

出生

大原井橋中實岡武松舛東薩
黒上本山平本田島田明摩
真光温知美章優直佳敏千洋
実弘子幸紗人里也子行晴也
桜海(徳東山美京奥徳毘阿弁)
陽島島河馬都河島島南才天
町町市町内市府町市市市)

婚姻

人口動態

2011年度
徳島県選歴野球大会後期リーグ

県南クラブ 2部優勝!

県南の6チームによって
リーグ戦が行われ、主に美
波町の選手で構成された県
南クラブが3勝2敗で2度
目の優勝を飾りました。

御母堂マヌエ様の香典返しとして
金一封 清水 賢二様 赤松
金一封 灘 博敏様 東町
御母堂玉江様の供養として
金一封 清水 武美様 赤松
御母堂信子様の香典返しとして

社協だより

猪山木吉平高都時横酒中松
龍本下野野橋 川堀井島下
三千ク芳 定武貞ウシ公竹
千代勝ニ子昇雄治夫ノ子子
94 82 90 93 94 84 73 75 89 94 83 81
(桜(志(東(伊(赤(赤(西(木(東(志(阿
町和)岐)利)松)松)岐)岐)町)町)部

死亡

平成23年度コミュニティ(宝くじ)助成事業



美波町の歴史を掘り起こし地域振興を図る協議会「遊元快者」が行う愛郷心を育む子どもたちへの郷土史についての学習支援事業が行われました!

宝くじによるコミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)により、子どもたちへの郷土史についての学習支援事業が行われました。

この事業では、親子で学ぶ町内の歴史学習として、『親子町内歴史確認ハイキング』や美波の郷土史の製作等が行われました。こうした学習支援により世代間交流が深まり、郷土史が後世に伝えられるとともに、地域住民の連帯が強まり、この地域内での交流の向上及び地域コミュニティ活動のさらなる推進を図ります。

この助成事業は、宝くじの普及広報事業の一環として実施しています。宝くじの収益金は、学校・図書館等の教育施設の設備をはじめ道路・橋梁・公園・社会福祉施設等の建設改修など、皆様の日常生活に役立つように使われます。



サテライトオフィスが美波町に

美波町では企業誘致を進めているなか、この度、文化交流施設(旧日和佐老人ホーム)に、東京に本社を置くサイファー・テック社がサテライトオフィスを開設することとなりました。

サテライトオフィスとは、企業等の本拠から離れた地域に設置されたところで、情報通信等により本拠と同等の仕事をするオフィスのことです。

社長の吉田基晴氏は美波町(桜町)出身で、今回のオフィス開設は、大手企業との差別化はもとより、生まれ育った美波町の発展に寄与できればと開設することとなりました。



写真右が、吉田基晴社長